

通達甲（交・駐・対1）第37号  
平成2年12月17日  

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

### 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱の制定について

[沿革] 平成 5年3月 通達甲（副監・総・企・組）第8号、11月同（副監・総・企・文）第14号  
8年1月 同（交・都・駐1）第1号  
10年3月 同（副監・交・総・法）第8号  
17年9月 同（副監・総・企・組）第21号改正  
20年5月 同（交・総・法）第8号改正  
21年9月 同（交・総・法）第15号改正

このたび、道路交通法（昭和35年法律105号）の一部改正により、「地域交通安全活動推進委員」制度が新設され、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）が制定されたことに伴い、別添のとおり、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱を制定し、平成3年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 制定の趣旨

地域における違法駐車等の抑止活動その他の交通の安全と円滑に資する活動に当たることを目的として、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「推進協議会」という。）が各警察署ごとに設けられることに伴い、新たに要綱を制定し、その円滑かつ効果的な運用を図ろうとするものである。

#### 第2 制定の要点

- 1 推進委員の委嘱及び解嘱の手續並びにその活動内容を定めた。
- 2 推進委員の運用上の留意事項を定めた。
- 3 推進協議会から意見の申出を受理した場合の措置要領を定めた。
- 4 推進協議会に対して報告若しくは資料提出の要求をする場合又は勧告を行う場合の手續きを定めた。
- 5 東京都道路使用適正化センターに委託した事業に対する協力・指導調整について定めた。

#### 第3 運用上の留意事項

- 1 推進委員は、東京都公安委員会から委嘱される特別職の地方公務員（非常勤）とされ、地域

における違法駐車抑止活動その他交通の安全と円滑に資するための活動に当たることとされているので、その推薦に当たっては真に推進委員にふさわしい者を推薦すること。

- 2 推進委員は、地域の交通に関するリーダーとして各種活動に当たるので、都民の信頼と協力を得られるよう留意すること。
- 3 推進協議会が、地区交通安全協会等の協力団体と緊密な連携を保持し、効果的な活動ができるよう配慮すること。

別添

## 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱

### 第1 目的

この要綱は、地域交通安全活動推進委員の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

地域交通安全活動推進委員の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に当たっては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「国公委規則」という。）及び東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

#### 1 地域交通安全活動推進委員

地域における交通安全教育及び違法駐車等の抑止その他交通の安全と円滑に資するための活動を行うため、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）から委嘱された者（以下「推進委員」という。）をいう。

#### 2 地域交通安全活動推進委員協議会

推進委員相互の連絡調整その他推進委員の活動を円滑に遂行させるために必要な活動を行うため、推進委員により警察署の管轄区域ごとに組織された団体（以下「推進協議会」という。）をいう。

#### 3 東京都交通安全活動推進センター

法第108条の31の規定により、公安委員会から委託を受けて推進委員の研修、推進協議会相互の連絡調整等の事業を行う団体をいう。

### 第4 地域交通安全活動推進委員

#### 1 推進委員の推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、自署の管轄区域内に居住又は勤務する者で、法第108条の29第1項各号に掲げる要件を満たし、かつ、原則として年齢70歳未満の者のうちから、推進委員として適任と認められるものを、別記様式第1の「地域交通安全活動推進委員候補者の推薦について」により、公安委員会（交通総務課交通安全組織係経由。以下同じ。）に推薦するものとする。

#### 2 書面審査

交通総務課長は、前1により署長から推薦された者について、書面による審査を行うものとする。

### 3 委嘱状等の交付

推進委員の委嘱は、別記様式第2の「委嘱状」、推進委員証（国公委規則別記様式第1号）、推進委員標章（規則別記様式第26号）及び別記様式第3の「推進委員腕章」を交付して行うものとする。

### 4 公示等

- (1) 交通総務課長は、推進委員が委嘱されたときは、推進委員の氏名等について公示すること。
- (2) 署長は、自署の管轄区域内の推進委員が委嘱されたときは、警察署の掲示板に氏名等を掲示するなど、地域住民に周知徹底させるための方策を講ずること。

### 5 定数及び活動区域

- (1) 推進協議会の推進委員の定数は、別に定める。
- (2) 推進委員の活動区域（以下「活動区域」という。）は、原則として当該推進委員が加入する推進協議会が組織されている警察署の管轄区域内とする。

### 6 活動内容

署長は、推進委員に対し、法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び国公委規則第4条各号に掲げる次の活動を行わせるものとする。

- (1) 交通安全教育活動（法第108条の29第2項第1号）
- (2) 高齢者、障害者等の通行の安全を確保するための啓発活動（法第108条の29第2項第2号）
- (3) 適正駐車等推進活動（法第108条の29第2項第2号）
- (4) 自転車の適正な通行方法についての啓発活動（法第108条の29第2項第4号）
- (5) 広報啓発活動（国公委規則第4条第1号）
  - ア 子供、老人等に対する交通事故防止の呼び掛け
  - イ 町会、自治会、商店会その他の団体において開催される会合での交通安全等の呼び掛け
  - ウ 運転者に対する違法駐車抑止のための呼び掛け
- (6) 協力要請活動（国公委規則第4条第2号）
  - ア 町会、自治会、商店会等に対する違法駐車抑止運動、交通安全運動等への参加の働き掛け
  - イ 違法駐車発生源に対する自主的駐車抑止のための働き掛け
  - ウ 商店会、会社等に対する道路等の不正使用防止のための働き掛け
- (7) 交通相談活動（国公委規則第4条第3号）
  - ア 祭礼、催し物等行事関係者等からの交通相談
  - イ 地域住民の慣習的行事、困り事等の交通相談
  - ウ 地域住民の交通に関する意見、要望等の交通相談
- (8) 関係機関協力活動（国公委規則第4条第4号）
  - ア 交通安全運動等への積極的な参加
  - イ 運転者講習会等を利用した交通安全活動
  - ウ 信号機、道路標識等交通安全施設の故障箇所の連絡
- (9) 交通調査活動（国公委規則第4条第5号）
  - ア 駐車実態の調査等、推進委員としての活動に必要な資料の収集
  - イ 地域住民等の交通問題に関する意識調査
  - ウ 地域内の交通危険箇所の把握

## 7 活動記録

署長は、推進委員が前6の活動を行った場合は、別記様式第4の「活動記録簿」により、その活動内容を明らかにさせておかなければならない。

## 8 講習

交通総務課長は、推進委員の適正かつ効果的な活動に資するため、次の事項について、国公委規則第8条に規定する講習その他必要な講習を計画し、東京都交通安全活動推進センターに行わせるものとする。

- (1) 推進委員の任務及び心構え
- (2) 都内の交通実態
- (3) 推進委員の活動要領
- (4) 交通安全に関する法令知識
- (5) その他推進委員が活動するために必要な事項

## 9 解嘱

- (1) 署長は、管轄区域内の推進委員が法108条の29第5項各号に規定する解嘱事由に該当すると認められた場合は、速やかに警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）の定めるところにより、公安委員会に解嘱の上申を行うものとする。
- (2) 交通総務課長は、推進委員を解嘱しようとする場合は、国公委規則第10条の定めるところにより、弁明の手続きをとるものとする。

## 10 推進委員運用上の留意事項

署長は、推進委員の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 推進委員の活動実態を把握するとともに、管内の交通実態に応じて弾力的かつ効果的に運用すること。
- (2) 推進委員に対して、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らすことのないように指導すること。
- (3) 推進委員の活動内容、職務規律その他職務に関し必要な事項について指導すること。
- (4) 推進委員を活動区域外で活動させようとするときは、あらかじめ当該区域を管轄する署長に連絡すること。

## 第5 地域交通安全活動推進委員協議会

### 1 組織

推進協議会は、推進委員が各警察署単位に組織し、それを運営するものとする。

### 2 意見の申出の処理

署長は、推進協議会から意見の申出がある場合は、規則別記様式第27の「意見申出書」により行わせ、次により処理するものとする。

- (1) 署長に対する意見の申出については、その内容を速やかに検討し、結果を推進協議会に回答すること。
- (2) 公安委員会に対する意見の申出については、別記様式第5の「公安委員会に対する地域交通安全活動推進委員協議会意見受理報告書」に当該署長の意見を付して、公安委員会に報告すること。
- (3) 前(2)の意見の申出のうち、回答を必要とする場合は、交通総務課長が、当該署長を経由し

て推進協議会に回答すること。

### 3 報告又は資料提出の要求

- (1) 署長は、推進協議会の適正な運営を図るため、推進協議会に対し報告又は資料提出を要求する必要がある場合は、別記様式第6の「報告・資料提出要求上申書」により、公安委員会に上申すること。
- (2) 前(1)の上申に基づき、公安委員会の決定により作成された別記様式第7の「報告・資料提出要求書」は、交通総務課長が、当該署長を經由して推進協議会に交付すること。
- (3) 署長は、前(2)により推進協議会から報告又は資料提出を受けた場合は、関係書類を交通部長（交通総務課交通安全組織係経由。以下同じ。）に送付すること。

### 4 勧告

- (1) 署長は、管轄区域内の推進協議会の運営に関し、改善の必要があると認め、その改善のための勧告を行う必要がある場合は、別記様式第8の「勧告上申書」により、公安委員会に上申すること。
- (2) 前(1)の上申に基づき、公安委員会の決定により作成された別記様式第9の「勧告書」は、交通総務課長が、当該署長を經由して推進協議会に交付すること。
- (3) 署長は、前(2)の勧告書により推進協議会が改善に必要な措置を講じた場合は、その状況を関係書類と共に交通部長に報告すること。

## 第6 東京都交通安全活動推進センターとの関係

### 1 署長の協力

署長は、東京都交通安全活動推進センターが行う推進協議会に関する事業について、効果的な推進が図られるよう協力するものとする。

### 2 交通総務課長の指導調整

交通総務課長は、東京都交通安全活動推進センターが行う推進協議会に関する事業について、指導調整を行うものとする。

## 第7 報告等

### 1 報告

- (1) 署長は、推進委員の活動に関して、重要特異な事案が発生した場合は、直ちに交通部長に報告すること。
- (2) 署長は、毎月の推進委員の月間活動結果について、翌月5日までに別記様式第10の「地域交通安全活動推進委員活動状況報告」により、交通部長に報告すること。

### 2 その他

推進委員の推薦、委嘱、活動等について必要な事項は、別に定める。

別記様式第 1

上申( )第 号  
年 月 日

東京都公安委員会殿

警察署長

地域交通安全活動推進委員候補者の推薦について

みだしのことについては、次の者を「地域交通安全活動推進委員」候補者として推薦する。

番号	住所・職業・(勤務先)	氏名(年齢)	備考
	住所 TEL 職業 (勤務先 ) TEL	氏名 _____ . . ( 歳)	
	住所 TEL 職業 (勤務先 ) TEL	氏名 _____ . . ( 歳)	
	住所 TEL 職業 (勤務先 ) TEL	氏名 _____ . . ( 歳)	

別記様式第2（第4関係）

委 嘱 状

殿

あなたを                    年    月    日から  
                                  年    月    日までの間  
地域交通安全活動推進委員に委嘱しま  
す

年    月    日

東 京 都 公 安 委 員 会

別記様式第3 (第4関係)

「推進委員院章」



- 備考 1 地色 — 紫色  
2 文字 — 銀色  
3 き章 — 金色



報告( )第 号  
年 月 日

東京都公安委員会 殿

警察署長

公安委員会に対する地域交通安全活動推進委員協議会意見受理報告書

みだしのことについては、次のとおり、地域交通安全活動推進委員協議会から  
公安委員会に対する意見の申出を受理したので報告する。

記

1 受理月日

年 月 日

2 意見概要

別添「意見申出書」のとおり

3 上記意見に対する警察署長の意見

上申( )第 号  
年 月 日

東京都公安委員会 殿

警察署長

報 告 要 求 上 申 書  
資 料 提 出

みだしのことについては、次のとおり、地域交通安全活動推進委員協議会に対して、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第 14 条の規定による報告及び資料の提出要求をする必要を認めたので上申する。

記

1 地域交通安全活動推進委員協議会名

「 地域交通安全活動推進委員協議会 」

2 報告内容・提出資料

3 理 由

別記様式第7 (第5関係)

年 月 日  
第 号

地域交通安全活動推進委員協議会

会 長 殿

東京都公安委員会

委員長

報 告 要 求 書  
資 料 の 提 出

道路交通法第108条の30第4項の規定に基づく地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第14条の規定により次のとおり報告又は資料の提出を要求します。

記

報告すべき内容、提出すべき資料

報告・提出期限

月 日

備考 この要求に基づく、報告・資料提出については管轄する警察署長を通じて行ってください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

上申( )第 号  
年 月 日

東京都公安委員会殿

警察署長

勸告上申書

みだしのことについては、次のとおり、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第 15 条の規定による地域交通安全活動推進委員協議会に対する勸告の必要を認めたので上申する。

記

1 地域交通安全活動推進委員協議会名

「 地域交通安全活動推進委員協議会 」

2 勸告の内容（改善に必要な措置）

3 理 由

第 号  
年 月 日

地域交通安全活動推進委員協議会

会 長 殿

東京都公安委員会

委員長

勸 告 書

道路交通法第108条の30第4項の規定に基づく地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定により次のとおり勸告します。

記

- 1 改善に必要な措置
- 2 改善しなければならない理由

この勸告に基づき、必要な措置を講じた場合は、その内容を警察署長を通じてお知らせください。

交 通 部 長 殿  
第 方 面 本 部 長

警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員活動報告( 月中)

1 地域交通安全活動推進委員活動状況

項 目	内 容				
交通安全教育活動	合 計	回	人(講習者延人員)	人	時間
	未就学者	回	人(講習者延人員)	人	時間
	小中校生	回	人(講習者延人員)	人	時間
	高齢者	回	人(講習者延人員)	人	時間
	その他( )	回	人(講習者延人員)	人	時間
適正駐車等推進活動	合 計		回	人	時間
	適正駐車関係運動		回	人	時間
	道路使用関係運動		回	人	時間
高齢者等安全確保活動		回	人	時間	
自転車啓発活動		回	人	時間	
広報啓発活動		回	人	時間	
協力要請活動		回	人	時間	対象数 団体
相談活動		回	人	時間	件
協力援助活動		回	人	時間	
実地調査活動		回	人	時間	

2 地域交通安全活動推進委員協議会の活動状況

会 議 等	回	人	内 訳	推進委員会議等	回	人
				役員会議	回	人
				講習会・研修会	回	人

3 地域交通安全活動推進委員協議会の意見申出状況

警察署長 への申出	・制度、運営関係	件	・交通取締関係	件	・他の行政機関関係	件
	・交通安全運動関係	件	・交通規制関係	件	・その他	件

4 地域交通安全活動推進委員に対する指導事項

指導月日	対象推進委員	指 導 内 容

報告担当	係	階級	氏名	電話
------	---	----	----	----

注 「4 地域交通安全活動推進委員に対する指導事項」は、解嘱事由に該当すると認められる事由があった場合に簡記すること。

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。